

折衝の結果互譲解決ヲ告ゲタルガ其ノ状況左記ノ
ニ有之

記

一 経過

(1) 労働者側

労働者側ハ連日午前九時頃より午後六時頃迄荏原
郡大崎町五反田会館ニ集合結束シ固メ居リタルガ
其七日高山等ト協議ノ上其八日ノ回答不充分ノ特
ハ積極的行動ヲ執ルベク決定シ別誌(一)ノ通リ担当
シ決定シタリシ之實際行動ヲ執ルニ至ラズ解決セ
リ

(2) 事業主側

罷業労働者外ノ従業員九十名ニ対シ河本常務取締
役ハ其五日晝休時ニ今回ノ減首事由ヲ説明シ今後
減首セサル者ヲ言明シテ動搖ノ防止ニ努メタルガ
残留労働者ハ連日出勤ニ平穩ニ作業ニ従事シ居リ
タリ

(3) 交渉状況

其五日午後一時其分會社ニ於テ高山久藏・福田道
之助ハ河本常務ト会見シ其四日提出ノ歎願条項ニ
対シ回答ヲ求メタルニ河本ハ「相互ニ個人ノ資格
ニテ折衝シ度シ」ト前提ノ上歎願事項(既報)中
一二項ハ大体承認シ三項ハ其ノ時ノ会社ノ経済状
態四圍ノ状況及解雇ノ事情ニ依ルヲ以テ現在言明